

「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改正について

- 令和3年10月7日に環境省告示第62号で水質汚濁に係る環境基準の一部が改正されるとともに、環境省告示第63号で地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部が改正され、令和4年4月1日から適用することとされた。
- これにより、地下水及び河川の「六価クロム」の環境基準値が改正されるとともに、河川の「大腸菌群数」が「大腸菌数」と改められ、環境基準値が改正されることとなった。
- これを受け、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」で定めた別表4「センター内地下水の水質検査」の一部、別表5「放流先河川の水質検査」の一部及び別表6「周辺地下水の水質検査」の一部を改正し、令和4年4月1日から適用することとしたい。

【改正内容】

1 「センター内地下水の水質検査」

- ・六価クロムの環境基準値「0.05mg/l以下」を「**0.02mg/l以下**」に改正する。

改正前					
検査項目		単位	環境基準	法定測定回数	測定回数
4	六価クロム	(略)	<u>0.05以下</u>	(略)	(略)

改正後					
検査項目		単位	環境基準	法定測定回数	測定回数
4	六価クロム	(略)	<u>0.02以下</u>	(略)	(略)

2 「放流先河川の水質検査」

- ・「大腸菌群数」を「**大腸菌数**」に改め、環境基準値「1,000MPN/100ml」を「**300CFU/100ml**」に改正する。

改正前				
検査項目		単位	環境基準	測定回数
5	<u>大腸菌群数</u>	<u>MPN/ 100ml</u>	<u>1,000以下</u>	(略)

改正後				
検査項目		単位	環境基準	測定回数
5	<u>大腸菌数</u>	<u>CFU/ 100ml</u>	<u>300以下</u>	(略)

* 大腸菌群数…人や動物の腸内に生息する菌だけでなく、水や植物、土壌などに存在する人や動物のふん便と関係のない菌も含み、公衆衛生上で便宜的に使用されている指標である。

* 大腸菌数…人や動物の腸内に生息する菌で、水などへのふん便汚染の指標である。

・六価クロムの環境基準値「0.05mg/l以下」を「0.02mg/l以下」に改正する。

改正前				
検査項目		単位	環境基準	測定回数
14	六価クロム	(略)	<u>0.05以下</u>	(略)

改正後				
検査項目		単位	環境基準	測定回数
14	六価クロム	(略)	<u>0.02以下</u>	(略)

3 「周辺地下水の水質検査」

・六価クロムの環境基準値「0.05mg/l以下」を「0.02mg/l以下」に改正する。

改正前				
検査項目		単位	環境基準	測定回数
4	六価クロム	(略)	<u>0.05以下</u>	(略)

改正後				
検査項目		単位	環境基準	測定回数
4	六価クロム	(略)	<u>0.02以下</u>	(略)